

第1章 流域管理に関する重要な組織方針 (ANAM / JICA)

1.1 ANAMの政策と方針

1998年の法律41号「環境基本法」は、第VI条「天然資源」第VI章「水資源」において、以下のように定めている。すなわち、ANAM(環境庁)は流域管理の特別プログラムを創設し、流域の荒廃の度合いまたは保全の戦略に応じて、地方自治体と利用者による水資源の分権的管理を正当化する、とされている。

2002年8月5日の法律44号「パナマ共和国における流域の管理、保護、保全に係る特別行政権の設定」により、ANAMは、パナマ共和国の流域の診断、行政、管理、保全を担当する公的機関としての職権を付与されている。

ただしパナマ運河流域については、憲法により行政権がACP(運河庁)に属することから、法律44号は適用されないことが同法に明記されている。

2005年9月には、「2002年法律44号の細則制定に係る政令案」の最終報告書が提示されたが、今日まで承認に至っていない。

現在、何らかの形で流域に関与する国家政策としては以下が挙げられ、中でも水資源に係る政策が強調される。

- 水資源国家戦略
- 生物多様性国家政策
- 気候変動国家政策
- 環境管理分権化国家政策
- 危険廃棄物・一般廃棄物統合的管理国家政策
- 環境情報国家政策
- 清浄化生産国家戦略
- 環境監理・制御・監査国家戦略

2007年4月9日の政令84号「水資源国家戦略およびその原則・目的・行動軸の承認」に従い、ANAMは、同国家戦略を実施するための流域行政モデルを通じた行動戦略と行動計画を提示した。

特に、分野の異なる 9 つの個別目標の中で、日本の技術協力と方針を同じくする以下のような行動軸が提唱されていることは、特筆に値する。

- 水資源の持続性を担保するための経済的、社会的、人間的、政治的な単位として流域をとらえ、地域の農業生産性向上を誘発し、流域の発展と保全に関わるすべての主体が目的を達成できるような総合的プログラムを構築する。

ANAM は 2009 年 2 月に「国家環境戦略：持続的開発のための環境管理 2008～2012」を公表し、その中で 4 つの方針と 10 の目標を定めている。第 10 の目標「生態系と住民参加を焦点とした流域の保全と復旧」においては、以下の行動が挙げられている。

- 行動61 流域を、国の環境計画・環境行政における基本単位として扱う。
- 行動62 森林認証システムを実施する。
- 行動63 国内の劣化土壌の保全ならびに復旧のための政策、経済的インセンティブ、科学的調査に係る枠組みを設定する。
- 行動64 統合的水資源管理国家計画ならびに各地方レベルの計画を、策定し実施する。

ANAM は現在、統合的水資源管理国家計画（PNGIRH）を有し、その実施・フォローアップ・更新は流域総合管理局が所掌している。PNGIRH スキームの下、ANAM は優先流域における土地利用環境適正化計画および流域管理計画の策定を進めている。

一方、2005 年の流域総合管理局の設置以前から、ANAM は国家予算や国外財源によって流域の管理・保全・復旧に係る様々なプロジェクトを実施してきた。

パナマ運河流域の場合は、CICH（運河流域省庁間協議会）がサブ流域レベルでの様々な調査やプロジェクトを調整する任を負っている。

1.2 JICA の協力方針

JICA は 2008 年 8 月に「課題別指針（案）自然環境保全」を策定し、この中で協力の目的と 3 つの開発戦略目標を定めている。

- （目的） 自然環境の維持と人間活動との調和を図ること。
- （開発戦略目標）
 1. 住民による自然資源の持続的利用
 2. 生物多様性の保全
 3. 持続的森林経営